

佐賀県選挙管理委員会告示第25号

不在者投票のできる施設の指定（昭和48年佐賀県選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
1 病院		1 病院	
名称	所在地	名称	所在地
略 医療法人博友会堀田病院	略 伊万里市立花町2974番地 5	略 医療法人博友会堀田病院 <u>医療法人山のサナーレ・ク リニック</u>	略 伊万里市立花町2974番地 5 <u>伊万里市立花町323番地 2</u>
社団法人巨樹の会新武雄病 院 略	武雄市武雄町大字富岡12628番地 略	社団法人巨樹の会新武雄病 院 略	武雄市武雄町大字富岡12628番地 略
2・3 略		2・3 略	